

浜松市憲法を守る会、静岡県西部地区・平和遺族会共催

6. 18 浜松大空襲と平和憲法を心に刻む集会・講演記録 (於：遠州教会) (一部加筆あり)

「戦争体験をこえて」

水戸 潔 (浜松市憲法を守る会)

◆はじめに

まず、この講演のお話をいただいたとき、私は浜松で被災した経験ありませんし、語るべきことも持ち合わせておりませんのでとっさにお断りしました。しかし、考えてみますと私の妻が60年前の今日ここ浜松で被災していること、そしてもう一つ、そのことと矛盾するようですが、戦争体験のみに依存する平和論は、その世代がなくなれば風化し衰退して行くのではないかとの問題意識から、何らかの新しいメッセージを発信できたらと思い、お引き受けした次第です。

演題を「戦争体験をこえて」としました意味は、決して戦争体験をないがしろにしてよいという意味ではございません。むしろ、戦争体験を限りなく大切にし、その中から普遍的な平和への道筋を探ろうという意味でございます。

そこで 私事で恐縮であります。先ほども申し上げましたように、実は私の妻が6月18日の浜松大空襲に遭遇し母を失った出来事から振り返ってみたいと思います。

私の妻は、幼い頃、2階から落下して脊椎を損傷し歩行できなくなりました。そのことに母は非常に責任を感じまして、この娘が独り立ちするまでは、この子の足になって育てようと決心したようです。娘が学校に入るようになりますと、娘を背負って学校に行き、娘の授業が終わるまで廊下で待っていたとの事であります。

しかし、時代は太平洋戦争のまただ中で敗色濃厚となり、浜松は頻繁に爆撃を受けるようになってまいります。そして、運命の1945年6月18日（一家が袋井の方に疎開する予定の前日）あの空襲が未明から始まったのであります。

空襲が始まったとき、父親はとっさにいちばん小さい娘（現在の私の妻）と弟を抱えて現在の海老塚・南小学校の防空壕に飛び込んだそうです。そして、家に残してきた母と姉たちを助けようと引き返そうとしましたが、焼夷弾の雨の中、もう一歩も防空壕からでることができなかったとのことであり。そしてそのとき、家はすでに全焼し、姉をかばった母の全身に焼夷弾の雨が襲いかかり、全身火だるまになって焼けただれてしまいました。

爆撃が小康状態になったとき、父親が家に引き返すと、家は跡形もなく焼け落ち、母娘の姿もありませんでした。

(これは浜松市民には有名な写真です。
焼け野原となった浜松市の写真です。池谷晃司氏撮影)



翌日、近所の家で母が横たわっているとの知らせを受けて、駆けつけると母はもう虫の息であったとのことでもあります。

沖縄戦の時、ひめゆり部隊で生き残った女子生徒は、あのときあまりの悲惨な光景に、涙も出ず泣くこともできなかつたと語っていますが、そのとき、娘も変わり果てた母の姿を目にして、あまりのショックに涙も出ず、声も出ず泣くこともできなかつたとのことでした。

母はそれから10日の命で苦しみながらこの世を去りました。このようにして、私の妻の母はあの1717名の犠牲者の一人となったのであります。

娘の足となって、独り立ちするまで見届けようと思い定めていた母の無念はいかばかりであつたらうかと想像するだけに胸が締めつけられます。

そして、残された娘は歩く術を失ったのであります。

しかしこの時、不思議なことが起こりました。いままで歩けなかつた娘が突然歩き出したのです。神様は、母の命と引き替えに、娘に歩く力を与えたのかもしれませんが。それは神さまは必ずその愛する者に必要なものを与えてくださるという一つの証かもしれません。

後で、時間があれば、沖縄で悲惨な戦争体験をされた方が、あまりにもむごい自分の体験をあまり語りたがらないということをお話したいと思いますが、同様に私の妻もあまり自分の悲惨な体験を語りたがりません。しかし、二度とこのような悲惨な戦争を繰り返してはならないという生きたメッセージとして、辛いかもしれないけれど、語り継いでおかねばならないと思い、私が代わってお話しした次第です。

◆ さて、私は今日、ここでこのような感傷に浸るために貴重な時間をいただいたのではありません。このような悲惨な戦争を二度と繰り返してはならない、そのために戦争体験を語り継ぐことは大切なことではありますが、そのことのみに依存した平和論はその方達が亡くなって行きますとだんだんと風化してゆく危険性もあります。

そこで時代が変わっても風化することのない、普遍的な平和論を構築し次の世代に残してゆくことはできないものか、と思うのであります。

◆ しかし、いま、日本では、この思いを踏みにじるような動きが急に台頭して参りました。

その一つが、憲法改正の動きであります。すでにご存じのように、今年1月に元総理大臣の中曽根氏が憲法改正試案を発表いたしました。それに引き続き3月森前首相を座長とする[自民党新憲法起草委員会](#)が自民党案を発表いたしました。そして4月には衆参両院の憲法調査会が5年にわたる審議を終えて答申案を提出しました。これによって、憲法改正への動きが一気に高まっております。その中身を見ますと、その論議はまさに多岐にわたっておりますが、私はその中の一点、憲法第9条の改正問題に絞って考えてみたいと思います。

私がもっとも心配するのは、政府自民党の大多数が進めようとしている、9条第2項の戦力不保持の項目を、堂々と「戦力保持」ができるように改め、かつ「**集団的自衛権の行使**」ができるようにするという動きであります。

憲法第9条については、いままで政府は「自衛隊は専守防衛であり憲法の認める範囲である。しかし集団的自衛権は憲法上認められない」と解釈してきました。私は、憲法第9条を縦に読んでも横に読んでも、逆さまにして読んでも自衛隊は憲法違反だと思うのでありますが、政府はこれに解釈に解釈を積み重ねて合法化してきました。しかし、さすがに「集団的

自衛権の行使」は解釈では乗り切れないとわかるや、今度は憲法を改正して、堂々と「集団的自衛権の行使」ができるようにしようというものであります。

◆ここで「集団的自衛権」なるものをきちんと理解しておきたいと思います。

集団的自衛権とは悪いやつが攻めてきたら仲良し同士が力を合わせて悪いやつをやっつけるという正義のお手本のように思われておりますがとんでもありません。このパネルをご覧ください。

(これは新聞の解説記事からコピーしたものです)

国連憲章第51条で認められている集団的自衛権とは、まず①の攻撃があり、次に自衛のため②の反撃を認め(これを個別的自衛権行使といいます)、そして密接なる同盟国は自国がなんら攻撃されていなくても同盟国のために③の攻撃(反撃という言葉使いは間違い)を行うことを認めるというものです。(その意味では、日本国憲法は非武装絶対平和に立脚したルールであるのに対して、国連憲章は武力に立脚したルールです)

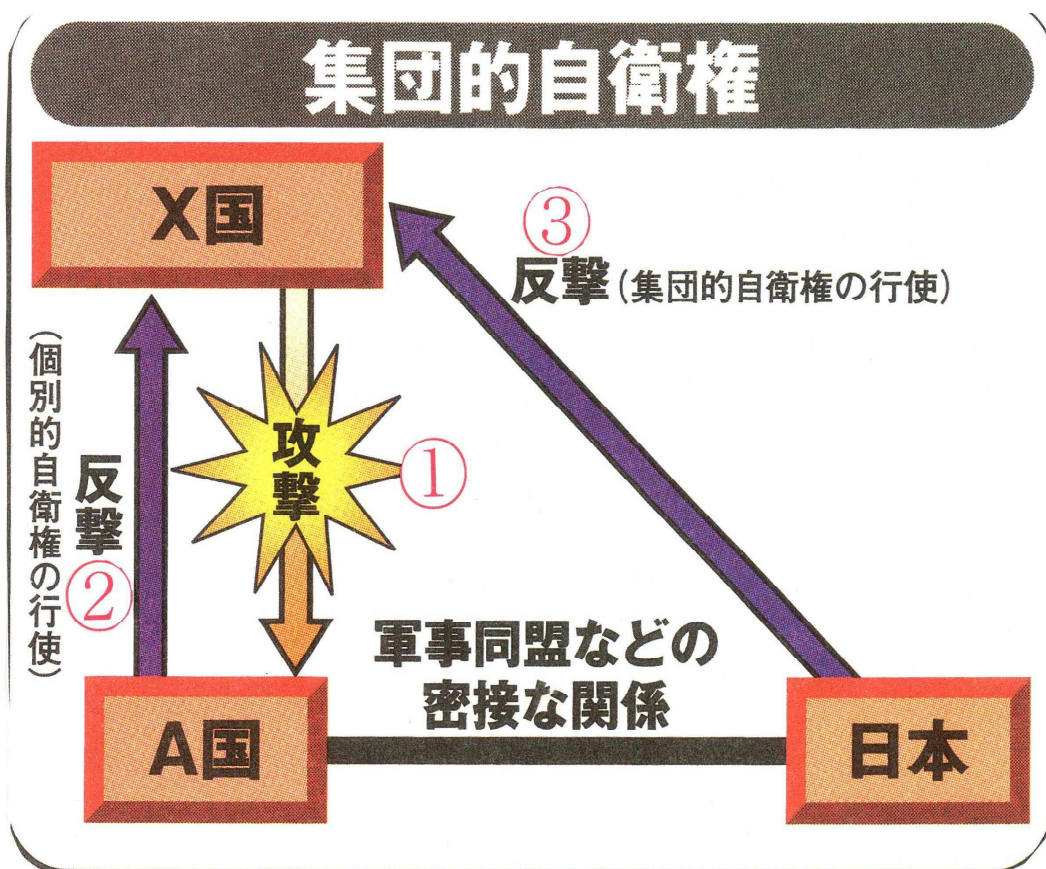
これを、この度起こったイラク戦争に当てはめてみると、アメリカのイラク攻撃は①がありませんでした。相手から宣戦布告もなく、一発の銃弾も撃ち込まれていないのに、攻めてゆくこのような攻撃を何というのでしょうか。

「先制攻撃」といいます。反撃ではありません。

これはブッシュ・ドクトリンといいまして、ブッシュ大統領の安全保障の考え方です。国連憲章でも認めていない手法です。

国連のアナン事務総長が「今回のアメリカのイラク攻撃は国連憲章違反である」と言っているのは、このことを言っているのです。

かりに百歩譲って、相手が攻めてくるのが確認されたら先にたたくという手法がやむを得ないとしても、相手が攻めてくる用意をしているという事実をきちんと確認する必要があります。アメリカは、その確認もせずにイラクに攻撃をはじめました。そして戦後アメリカ自身が徹底的に調べましたが、その事実(大量破壊兵器、アルカイダとの関わり、核開発)は全くありませんでした。



私は当時、インターネットでブッシュ大統領のインタビューニュースを見ていたのですが、このことを質問されたブッシュ大統領は、「イラクはアメリカを攻めてくる『意志』があったから攻めた」と答えました。

かりにブッシュ大統領が散歩中に、通りすがりの人にいきなり殴られたとします。、殴った人が「ブッシュさん、あなたは、私に暴力をふるおうとした『意志』を持っていたのであなたを殴った」と言ったら、ブッシュさんは何というのでしょうか？

「You are right!」（ごもっとも！）とでも言うのでしょうか？

次にそのような事実もないのに勝手に攻めてゆく行為を別の表現では何というのでしょうか？
「**侵略**」といいます。

アメリカはこれを自衛のための戦いだったとかイラクに自由をもたらす戦いだったと後から言っていますが、手法としては「侵略戦争」以外のなにものでもありません。

そして、ここが肝心なところですが、日本政府はこの戦争を正しいとして支持したのです。

私は何を言いたいのかというと、アメリカとの同盟関係の上に立って、憲法を改正して集団的自衛権の行使ができるようにするということは、専守防衛どころか、180度方向転換し一気に侵略戦争ができる国になるということです。もし、今回のイラク戦争の時、日本がすでに憲法第9条を改正して集団的自衛権の行使ができる国になっていたら、日本の軍隊はおそらくイラクに行行って戦っていただろうと思います。

現に、自民党の新憲法起草委員会の安全保障分科会では「アメリカの為なら地球の裏側まで行こうじゃないか」という物騒な意見が出されているのです。しかし、集団的自衛権行使については、国民の理解を得るには非常にハードルが高いので、現段階では明文化はしないということになっております。その一方で国連憲章でも認められているのだから、9条改正後は明文化なくても集団的自衛権行使は出来るのだとも言っております。またしても解釈で、これをやりたいのであります。

一方、自民党の新憲法起草委員会の中に、不思議なことに、「**経済界代表**」というメンバーが存在しておりまして、この委員から「それは困る。集団的自衛権の行使は明文化してほしい」という意見が出されているのであります。これは何を意味しているのでしょうか？
そうです。戦争で一儲けしようという「死の商人」の魂胆がそこに見え隠れしているのです。

日本経済界はそこまで墮落してしまっているのです。

こう見て参りますと、政府自民党と経済界の考えている憲法改正は、表向きは自国の安全保障とか、国際貢献とか言っておりますが、**極めて危険で不道德な内容**です。

◆ここまで、私は、現在政府自民党および財界が考えている「憲法改正」は、結果として「侵略戦争」ができる国を作ろうという動きであることを申し上げました。

次に、そこまでどぎつくなくても よく言われるのは「**攻められたらどうする**」という割合ソフトな質問です。この「**攻められたらどうする**」というフレーズは重要な**キーワード**の一つでして、ここからはこの言葉を中心にお話を展開してまいります。

◆ そこで結論を先取りして申し上げますと、今こそたとえ自衛のためといえども、紛争解決の手段としての武力行使（戦争）は絶対にしてはならない、そのためには武力を持たないという、現憲法の原点に帰らなければならないと思うのであります。

そう言うと、武装主義者からは又しても「攻められたらどうするのだ」という挑戦的問い
つめが出てきます。

そのとき、我々は「日本が武器を持たず、国際社会で信頼され、尊敬される行動をとって
いれば、誰がこの国を攻めてくるであろうか」という答えを用意いたします。私はまったく
そのとおりだと思います。

かつて、ヒットラーがスイスを攻撃しなかったのは、彼がスイスに銀行の口座を持ってい
たからだという笑い話がありますが、そうではない。スイスは確かに軍備は持っていました
が、永世中立国として、国際社会で信頼される安心できる国であり、ドイツにとって無害
な国であったからというのが歴史家の一致した見方であります。

しかし、相手はくいさがります。「そんな甘いことで、国を守るものか、信頼される行動
をとっていても、攻めてくる国はある。それが現実だ」と。

◆ では答えましょう。これが[今日のメインのテーマ](#)です。

繰り返しますが、「非武装でしかも信頼される国であれば攻めてくる国など、あろうはずが
ない」というのが私の持論です。しかし、「それでも攻めてくる国はある。それが現実だ」と
いうなら、あえてあなたの土俵に入っていって、武装と非武装ではどちらが現実的かを考え
ましょう。

このパネルは、外国が攻めてきたときのケーススタディです。
武装と非武装の場合を分けて考えます。それと、戦争がないとき『平時』のケースも検討し
ています。（平時のケースについては時間があれば触れます）

武装・非武装の現実的対比

ケース	武 装	非 武 装
	【戦 争】	【降 伏】
攻められたとき	◆双方の犠牲（命と財産）は莫大 ◆軍隊は国を守るが国民を守らない ◆多くの無辜の命が奪われる。 ◆徴兵、徴用 ◆周辺国も戦争に巻き込む。	◆犠牲（命と財産）最小 ◆国際世論に訴える。 ◆前島の例（非軍備の島） ◆ジュネーブ条約第1追加議定書（1977年）第59条 ◆非暴力の抵抗（ガンジー、M. L. キング）
平 時	【武装・軍事同盟】 ◆国民の経済負担莫大（現在5兆円） ◆軍備の自己増殖（455億ドル↑） ◆増税、福祉の削減、国際平和貢献の削減、（武力による国際貢献？） ◆軍需産業→武器輸出（死の商人） ◆人権の抑圧、環境の破壊、 ◆他国へ脅威、不信感を与える	【非武装・中立】 ◆軍事費ゼロ （軍事費を福祉、教育、国際平和貢献に振り向ける） ◆増税を抑制。 ◆人権抑圧、環境破壊などの要因がない。 ◆脅威、不信感を与えない。

(1) まず、「武装している場合」

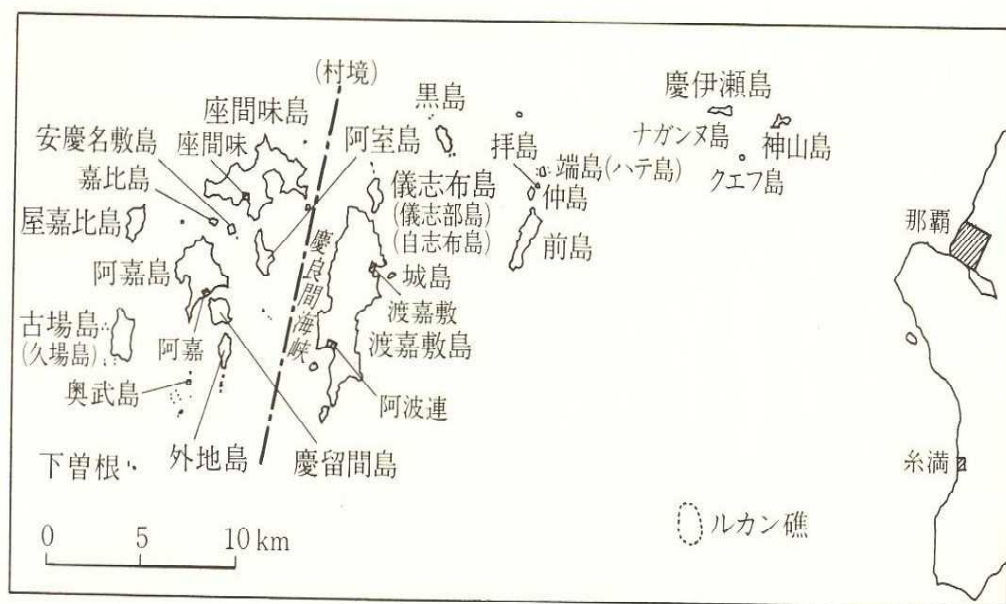
当然、戦争となります。先ほどのパネルにありますように、相手国に乗り込んでいって反撃します。双方の犠牲は莫大なものとなります。双方に死者が出ます。町は破壊されます。

そして、そのとき我々は目を疑うような現実を目することになります。軍隊は国を守ろうとしますが国民は守ってくれないのです。

それは、あの悲惨な沖縄戦での集団自決事件や、旧満州からの日本軍撤退の時の民衆置き去りという歴史的事実にはっきり現れています。

沖縄戦については数え切れないほどの本が出されていますが、今日は、ここに榑原昭二という人の書いた「沖縄・八十四日の戦い」（1994 岩波）という本を持ってまいりました。これは、あの悲惨な沖縄戦から生きのびた人たちをひとりひとり訪ね歩いて、その戦争体験を書いた渾身のレポートです。この中には、あの「ひめゆりの塔」や「慶良間列島」の集団自決事件など身の毛がよだつような悲惨な出来事がリアルに書かれています。

特に、「慶良間列島」の住民の700人の集団自決は、日本軍による強制集団自決です。中でも、渡嘉敷島の住民の9割が自決し、329人の死者を出した事件は悲惨を極めました。



慶良間列島付近の図

その中で、兄と自分で母と弟と妹を殺した**沖縄キリスト教短大教授（1994 年当時）で牧師の金城重明さん**の手記はすざまじい内容です（P 1 5 3～）。それを引用します。

渡嘉敷島の集団自決は、沖縄戦で最たる残酷物語、世界戦争史上他に類を見ない惨事であった。愛するが故に互いに殺し合わなければならない、戦争の異常性によって起こった島の血縁運命共同体の末路であった。

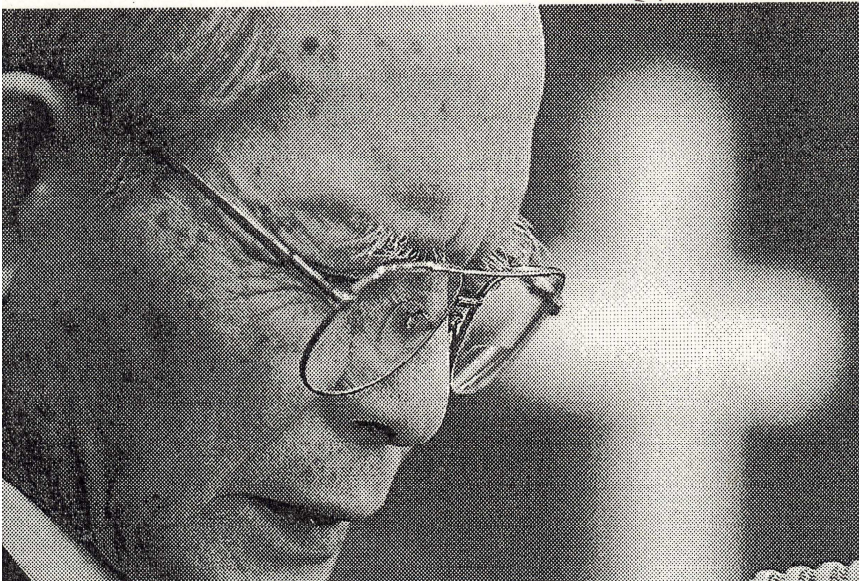
日本軍陣地の近くに集結せしめられた我々住民は、不安と悲壮感の中で命令を待った。いよいよ時が来た。配られた三十余个の手榴弾で自決を始めた。幸か不幸か発火した手榴弾

の数は少なく、その逆に、より大きな惨事をもたらした。最も確実な方法で死の道が選ばれたのである。夫が妻を、親が子を、男子が婦女子を、こん棒や石で頭部をたたいたり、かまやかみそりで頸動脈などを切ったり、ひもで首を絞めて肉親の尊い命を絶った。悲鳴やうめき声が耳をつんざく。頭がい骨は割れ、頸部の動脈や心臓からは血が噴き出し、絞め殺され、たたき殺された遺体は累をなした。（中略）

最後の生き残りと思ったわれわれ少年少女数名は、米軍への斬り込みを決意して自決場を後にした。

生き延びていた日本軍との出会いは第一の衝撃であり、他の住民との出会いは第二のショックだった。（中略）

〔那覇市那覇中央教会で祈る金城重明牧師（76歳） 写真は 2005.06.19 朝日新聞〕



集団自決者たちを死に追いこんだ決定的要因は、われわれを狂気にし、国民を異常にした、かつての皇民化教育であった。

天皇や国家のために死ぬことは最高の荣誉であり、その半面敵に捕えられることは最大の恥辱であるだけでなく、惨殺されるものと信じこまされていた。従って集団自決は、すべての皇国民の魂の中に潜在していた。ただそれが最も特異な形で顕在化したのが渡嘉敷島であったのである。自決命令が引き金にな

ったのは当然であるが、軍民二つの共同体が共存する小さな孤島で住民が追い詰められたという現実が、あの惨事を招いたのである。

八月十五日の平和宣言の日から戦争体験の実存的内面化、思想化が長い期間を経て私の中で起こるのである。それは戦争の恐ろしい悪夢にさいなまれながら、戦争の罪意識へと深化していった。キリストは十字架の苦難を通して平和と救いを与えられた。日本は敗戦の苦難といく百万の同胞の尊い命の犠牲によって、憲法にうたわれた平和と人権尊重と主権在民を手にした。

もうお一人、同じく渡嘉敷島の集団自決から生き残った我喜屋元治郎さんの告白（P 151）。家族を殺した後、死にきれずにさまよい歩いた末、「日本軍の陣地に行ってみると、そこには日本兵がいた。いったい何だと思いました」と言っている。日本軍は住民が足手まといとなるとわかるや、置き去りにしたり、自決を迫ったりしたのである。（P 173 後半）

「三日ぐらい儀志布島にかくれていて渡嘉敷島へ帰りました。もう戦争は終わり、決着がついているだろうと思ったからでした。とにかく自決の場所へ行ってみました。血なまぐさい人間のにおいがするだけで、谷間には二メートルぐらいの土砂が積もり、家族をさがそうとしてもどうにもなりません。日本軍の陣地へ行ったら日本兵がいました。いったい何だと思いました。住民はみんな死んでいると思ったら、近くの小屋におおぜいいたので二度びっくりしました」

「通販生活」2005夏号、作家の井上ひさし氏と憲法調査会会長の保岡興治氏との対談「憲法九条大論争」で、井上ひさし氏が「国家が国民を守ってくれたためしはこれまで一度もないんですよ」（p. 8）と言ったところ、保岡氏はこれに反論することができなかった。軍隊は国を守ろうとするが、国民は守ろうとしない。これは将来も変わらないという事をはっきり心に刻んでおきたい。

その他、今は徴兵はしないと、言っておりますが、戦争が長期化すれば、必ず徴兵も行われます。周辺諸国も戦争に巻き込んでゆくことになります。人権も自由も抑圧されます。

（２）次に非武装の場合

ここで、まず非武装なら攻めてくるはずがないという、先ほどの所論を補強しておきたいと思います。

この例をやはり沖縄戦の中に拾ってみます。実はあの悲惨な沖縄戦のまっただ中で、一人も戦死者を出さなかった島がありました。先ほどお話しした329人の死者を出した集団自決の村・渡嘉敷村の同じ村でありながら、「前島」という人口270名の島がそれです。

ここは非軍備の島であった。しかしこの島も軍備の島になりかけたことある。日本軍がきて、軍事施設を作ろうとしたとき、この島の国民学校校長だった比嘉儀清先生が、日本軍の隊長（鈴木大尉）と掛け合って、軍事施設の設置をやめてもらったのである。

それは、非武装の地域は攻撃しなかったという軍人としての自分経験から、島民を守るため必死で懇願したのである。

この時の様子を、比嘉さんの回想から引用してみます。

兵隊がいると敵の兵隊がきて戦います。そうすると住民の中に死者が出る。友軍の兵隊がいない方が住民は死ぬ機会が少ないと思いますが、『バカモノ、貴様は何をいうか。貴様は反戦思想の持主か』。いや思想的反戦ではありません。実質的なこの島の指導者としてこの島の住民の命を守るか守らないかの話です。私は上海事変に従軍した現役の陸軍上等兵で、元警察官です。軍がいない方が住民は生き残る可能性が強い。そう考えます。『無礼者め！』。無礼の点は、これこの通り、平身低頭おわびいたします。しかし、私の願いはぜひお聞き届け下さいますよう。駐兵はやめて下さいー というわけで、首をちょん切られるかもしれないと思った。決死の覚悟だった。しかし、えらい隊長だった。どなりはしたが願いはかなえてくれた。人間として友達づきあいのできる人だった」（P.164）

このようにして、この島は非軍備の島となった。そして、その後アメリカ軍がこの島に上陸してくるがそこには、軍事施設はなく、丸腰の島民がいるだけとわかったらアメリカ軍は何もせずに、引き上げていった。かくして、この島は戦争による死者を一人も出すことなく終戦

を迎えたのである。

比嘉さんは、あとで「日本兵が前島に出入りするのがいちばん怖かった」と回想しております。

この事例を見ると、もしあの太平洋戦争の時、浜松がこの島のように非軍備の街で、軍事施設もなく日本兵もいない平凡な街であったなら、あの6月18日の大空襲はなかったであろうし、私の妻の母も死なずに済んだのではなかろうかと思うのである。

この前島を、現在の日本列島に置き換え、私たちを比嘉儀清さんに置き換えて、国際社会の中で非武装平和の島としてイメージできないであろうか。みなさん、どう思われますか？

もう一つ、1945年4月の首里の戦いで[宜野湾市字宜野湾という230戸ほどの村落](#)では、ほとんどの家が無事で戦死者もなかった。どうしてだろうという事で、1982年に[沖縄国際大学の石原昌家教授](#)がここを調査したところ、ここには日本軍の軍事施設がなかったし日本軍の兵隊がいなかった事がわかった。

ここを米軍が通過したのであるが、住民の洗濯物が見えただけで軍事施設もなく日本兵もいないことがわかって、何もせずに通過したのである。ここでも非武装であることが、逆に安全であることが実証されたのである。

しかし、ここまで例を挙げても、武装主義者は、「それは特殊な例であって、一般化できない。必ず攻めてくる」と食い下がって来ます。例えば、最近起こった九州の一家4人が何の落ち度もないのに殺された事件を引き合いに出して、それ見よ、無防備でも殺される事がある、これと戦争は同じだと言います。

そうでしょうか？ 現代の戦争はこの社会で起こっている密室の犯罪とは違います。メディアの目にさらされている戦争です。

何の落ち度もない、世界に信頼され尊敬されている無防備の国を侵略するとき、何十個という人工衛星がそれを見えています。従軍記者がそれを見えています。住民はカメラ付きの携帯電話を持っています。残虐行為はすぐ世界の人権団体にメールで送られ、世界中のインターネットに流れます。丸腰の無抵抗の住民に対する残虐行為を、腕組みをして傍観している世界は考えられない。大多数の人間はまだそこまで墮落していません。永世中立国のスイスを突然攻めてゆく国があるとはとても想像できない。非軍備のコスタリカやバチカン王国を攻めて行こうとする国があるとは思えない。

故に、軍備をなくすだけでは平和は来ない。道徳的に尊敬され信頼される国になることです。

特に近隣諸国には、ドイツのようにきちんと謝罪し、首相の靖国神社参拝もきっぱりとやめることです。国連では「日本国憲法を世界憲法へ」と訴え、徹底的に平和貢献をすることです。このような平和国家が蹂躪されるのを、国際社会が黙ってみている事はないと確信するものであります

しかし、日本は武力による助けは、その理念の反するので求めません。相手国軍隊への燃料補給、寄港、水の補給などの拒否、経済封鎖などによる制裁を加えてもらうのです。

故に私は、このようなリスクを冒してまでも、非武装中立で何の落ち度もない国に攻めてくるということは[99.9%ない](#)と信ずるのであります。しかし、武装主義者は、残りの[0.1%](#)のために武装すべきだと主張します。

では、その0.1%が起こったときは、みなさんどうしますか？武器を手に取りますか？私はここで胸を張って「誇りある降伏」を選ぶ、と申し上げます。

この覚悟が出来るか否かで、真の平和主義に立っているか否かの分かれ道になります。

攻められたとき、渡嘉敷島と前島、みなさんはどちらの住民になりたいですか？

非武装のほうで犠牲者ははるかに少ないし、損失も少ないし、期間も短いのです。相手国の損失はゼロです。先ほど、平和遺族会会長の本村様は「私たちは戦時中『いかに死ぬか』』ということばかり考えて生きていた。これからは『いかに生きるか』』を考えて生きなければならない」と仰られました。全くその通りです。神様からいただいた命を粗末にしてはいけません。一時的に正義が敗北するように見えますが、決してそうではありません。義しい民族が減びることはあり得ません。

相手がほんとうに非人道的で不道徳であるなら、ガンジーやキング牧師のといった非暴力によるねばり強い抵抗運動も可能であります。

以上、私どもは、歴史実例の中から、非武装であることが、逆に安全であることを学んできました。

つまり、憲法に示されている「非武装絶対平和主義」は、単なる理想主義ではなく、実はもっとも現実的な平和主義であることを歴史の中から確信するのであります。

そして繰り返しますが、1000分の1か1万分の一かもしれないが、もし攻められたら、私たちは胸を張って「降伏」を選択します。しかし、それは決して敗北主義ではなく、もっとも命を大切にしたい現実的選択であることを私は声を大にして申し上げたい。

◆ では、この非武装平和主義を国際社会の中に認知させ行動する方法はないものか？

あります。それが、1977年に制定された、ジュネーブ条約第一追加議定書であります。ジュネーブ条約というのは、第1次世界大戦まで国家の当然の権利であった戦争を非合法化した極めて重要な国際条約です。

その背景には、戦争というものが、一般市民をどんどん巻きこんでゆく傾向が顕著になった事があげられます。

例えば、第1次世界大戦の時戦争で亡くなった一般市民はわずか5%でした。ところが、第2次世界大戦になると一気に48%つまり半分近くの戦死者が一般市民でした。そして、朝鮮戦争では86%、ベトナム戦争では95%が一般市民の死者でした。

このような非人道的な傾向にストップをかけようとして、出来たのがジュネーブ条約です。

これは1949年に第一条約が出来上がり、その後第二、第三と追加されてゆきまして、現在第四条約までいっております。そして、その後追加議定書というのが二つ出ております。

その中で、本日お話ししたテーマに最も近いと思われるのが、1977年に制定された**第一追加議定書の59条**であります。

これは、『無防備地域』を攻撃してはならないという国際条約であります。

『無防備地域』を宣言出来るためには次の4つの条件が必要です。

- 1) すべての戦闘員並びに移動兵器および移動軍用設備が撤去されていること
- 2) 固定した軍用の施設または営造物が敵対的目的に使用されないこと。
- 3) 当局又は住民により、敵対行為が行われていないこと

4) 軍事行動を支援する活動が行われていないこと

実はこの条約ができる 32 年前、つまり 1945 年に、日本にこのモデルがすでにあったのです。

もうおわかりですね。前島です。比嘉さんがこの条約の条件（4 つ）を完璧に満たした島を実現したのです。

現在国連加盟国の 83 % にあたる 159 カ国が批准しております。

日本も昨年ようやく批准いたしました。

この中には、中国、北朝鮮、韓国、ロシアなども入っております。そして、世界ですでに 2500 もの地域が無防備地域宣言をしているのであります。

日本でも現在 15 の都市が無防備都市実現のために取り組んでいます。全国的なネットワークも出来ております。

この浜松市も政令指定都市になることを節目に、現代の『前島』にすることはできないか？そして、最終的に日本列島を現代の前島にしようではありませんか。しかし、この運動も、自分だけが／浜松市だけが／日本だけが助かればいいというような利己的な発想からの運動であるならば、長続きはしませんし、多くの賛同を得ることはできません。

降伏という選択も、もし自分だけが助かりたいという発想での降伏なら歴史の一こまで終わることでしょう。そうではなく、そこに、後世に残したい平和の理念の実践であるとの思いで選択し、助かるのはその結果であるに過ぎないと思い定めるとき、その行動と理念は末永く後世に継承されてゆくであります。

◆まとめ

- 1) 戦争体験は末永く語り継ぎ、大切にしていかなければなりません、一方でそのみに依存した平和論はいずれ体験者がいなくなれば、風化してゆくおそれがあります。私たちは、体験を限りなく大切にすると共に、そのみに依存した平和論から、普遍的な平和論を構築していかなければなりません。
- 2) 現憲法に示されている非武装絶対平和主義は、単なる理想主義ではなく、もっとも現実的な平和主義であるということです。それは、あの沖縄戦の歴史の中で、渡嘉敷島と前島の対照的な出来事から実証されていることであります。歴史は繰り返すと言いますが、この出来事は、特殊なことではなく、これからもまたありうることであります。
- 3) その国の平和は単に軍備をなくすということだけでは実現しません。非武装中立で、積極的に近隣および世界諸国に貢献し、道徳的に尊敬され信頼される国になって初めて実現するのです。そのような国に攻めてくる国などあるはずがないというのが我々の確信です。しかし、それでも、「攻めてくる国はある」そのために抑止力として軍備を持つべきだという主張があります。それに対して、私は次のように答えます。
- 4) 抑止力としての軍備を持つことは一見、安全装置を持つようではありますが、実は最も危険な爆弾を抱えているようなものであります。そしてその爆弾は、いくら増やしていてもこれでいいということがありません。そして「攻められたとき」抑止力は攻撃力として機能し、それは悲惨な戦争へとつながってゆくのです。
- 5) 現憲法の示す非武装絶対平和主義は、国際社会で何の落ち度もなくとも、千分の 1 か 1 万分の 1 かしれないが、攻められることがあるかもしれない。その時、武器を手にするのではなく誇りを持って降伏を選択する覚悟を持つことが求められる平和主義です。

実は、この覚悟は、非武装主義をとると決めたときに出来ていなければなりません。非武装主義は、1千分の1か、1万分の1かわかりませんが、落ち度がなくても攻められることがあることを前提にした平和理念なのです。

しかし、それは敗北主義ではなく、もっとも命を大切にした現実的選択であることを私たちは今日歴史の中から学びました。今問われているのは、私たちは、渡嘉敷島の住民になりたいのか、前島の住民になりたいのかという事です。

千分の1の時のために、武装するのか、誇りある降伏を覚悟で非武装をとるのが問われているのです。それは自分だけが助かればいいという偏狭なナショナリズムであってはならない。歴史に残る平和実践の証しとして胸を張って非武装を選択するのです。

以上